内閣府

令和８年11月13日
政策統括官（沖縄政策担当）

内閣府委託事業「OKINAWA41」で使用するレンタルサーバーに対する不正アクセスによる個人情報の漏えいのおそれについて

本年８月、内閣府が、株式会社 JTB に委託して実施する広報事業「OKINAWA41」（うちポータルサイト構築を株式会社ベートーベンに再委託）について、事業の実施に当たり使用していたレンタルサーバー（さくらインターネット株式会社が運営）に対して不正アクセスがあり、当該サーバーに保存されていた個人情報について、外部に漏えいしたおそれが生じました。

連絡先が確認できる方には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第68条第２項の規定に基づき、本人へのお知らせを順次行っております。

メールアドレスが変更されていること等により、個別に通知することが難しい方につきましては、下記１に記載する漏えいしたおそれがある個人情報について、お知らせをいたします。

なお、現時点で具体的な被害は確認されておりませんが、不審な電話やメールには御注意ください。

御不安な点があれば、以下の本件問合せ先に御連絡ください。

この度は、本件により御心配、御迷惑をおかけした皆様にお詫び申し上げます。

事業者に適切な対応を求めるとともに、再発防止に努めてまいります。

記

１　漏えい等が発生したおそれがある個人情報

「OKINAWA41」において実施した「フォトコンテスト」及び「かりゆしウェアデザインコンテスト」の応募者に係る電話番号及びメールアドレス並びに「フォトコンテスト」に係る顔画像を含む投稿画像（OKINAWA41 ホームページにおいて公表済みのもの）

２　原因

マルウェアによるレンタルサーバーに対する不正アクセスによるもの。

３　二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

現時点で、本件に伴う具体的な被害等は確認されておりません。

ただし、漏えいしたおそれがあるメールアドレス等が、なりすましメール、フィッシングメール、不審な電話又はSMSなどに悪用される可能性を完全に否定することはできません。

御心配をおかけして誠に申し訳ございませんが、当面の間、次のような不審な連絡に御注意くださいますようお願いいたします。

・内閣府、関係省庁又は実在する事業者などを装ったメール、電話、SMS
・身に覚えのない連絡に記載されたウェブサイトへのリンク
・不審なメールに添付されたファイル
・パスワード等の認証情報、クレジットカード情報等の入力を求める連絡
・至急の対応や金銭の支払いを求める不審な連絡

不審な連絡を受けた場合は、リンクや添付ファイルを開かず、送信元として表示された組織の公式ウェブサイト等で連絡先を確認した上で、当該組織に直接お問い合わせください。

また、内閣府が、本件に関する御連絡において、メール、電話又はSMSによりパスワード等の認証情報若しくはクレジットカード情報の入力又は提供をお願いすることはありません。

以上

担当　内閣府政策統括官（沖縄政策担当）総括担当

問合せ先
OKINAWA41 事務局
メール：okinawa41@bsec.jp